

## ●マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写しの交付について

平成 27 年 10 月からマイナンバー入りの住民票の写しの交付が開始されていますが、通常の交付とは対応が異なりますので、交付請求をする際には、以下の点についてご注意願います。

### ◆交付請求できる方

1. 本人及び同一世帯員
2. 同一の世帯に属する者以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない）

※委任状等、代理権限を有することが確認できる書類が必要です。

※委任状は、「マイナンバー入りの住民票」と記載したものを用意してください。

委任状の様式（関連ファイル参照）

### ◆持参する書類

1. 本人及び同一世帯員

・本人確認書類

①官公庁が発行した顔写真付き証明書・・・1点

（マイナンバーカード・住基カード・パスポート・運転免許証・障がい者手帳・療育手帳）

②上記のものがない場合・・・2点

（健康保険証・介護保険証・年金手帳・生活保護受給者証等）

※マイナンバー入りの住民票の請求については、通常の住民票の請求と比べ、本人確認の条件が厳しくなっています。

2. 同一の世帯に属する者以外の代理人

（ア）法定代理人

・請求者本人の本人確認書類（上記のとおり）

・戸籍謄本（本籍が妙高市以外の方）または成年後見登記事項証明書

・法定代理人の本人確認書類（上記のとおり）

・切手貼付、宛先記載の返信用封筒

（イ）任意代理人

・請求者本人の本人確認書類（上記のとおり）

・委任状

・任意代理人の本人確認書類（上記のとおり）

・切手貼付、宛名記載の返信用封筒

### ◆交付方法

請求者本人または同一世帯員にのみ交付します。（代理人に直接交付することはできません）

よって、代理人による請求の場合は、本人の住所地へ郵送（簡易書留）により交付しますので、切手を貼った宛名記載の返信用封筒を必ずお持ちください。

※マイナンバー入りの住民票は特定個人情報のため簡易書留の取り扱いとなります。

※切手代は下記参照

・定形封筒（25gまで） 普通郵便料 82円＋簡易書留料 310円＝392円

・定形封筒（50gまで） 普通郵便料 92円＋簡易書留料 310円＝402円